

随意契約理由書

件名	令和6年度（2024年度）豊中市立学校における外国人英語指導助手派遣事業業務委託
契約の相手方	株式会社ボーダーリンク
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約理由	「豊中市立学校における外国人英語指導助手派遣事業」は、小学校及び義務教育学校（前期課程）（以下「小学校等」という。）においては、児童が言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うこと、中学校及び義務教育学校（後期課程）においては、小学校等で育まれた素地をふまえ、生徒の英語学習能力の向上と実践的コミュニケーション能力を育成することを目的として実施しています。 令和6年度(2024年度)は、公募型プロポーザル方式により委託事業として事業実施団体を募集し、プレゼンテーションを実施、そして、小学校外国語体験活動（国際（理解）教育）審査委員会が審査しました。その結果、株式会社ボーダーリンクは、豊中市立小中学校における外国人英語指導助手派遣事業及び地域特性の状況を良く熟知しており、本業務で求められる児童生徒のコミュニケーション能力の育成を理解した上で、これまでの豊富な経験・実績から高い専門性と豊富な経験を有した外国人英語指導助手の派遣提案がなされており、本業務が効率的・効果的に遂行されることが期待できることから、受託候補者としてふさわしいと判断したため、業務を委託することを決定いたしました。
備考	

